平成２４年（ワ）第３６７１号外　大飯原子力発電所差止等請求事件
原　告　　竹本　修三　外
被　告　　国　　外１名

証　拠　説　明　書

（第１１１準備書面関係）

２０２５年（令和７年）１月２４日

京都地方裁判所 第６民事部合議はＢ係　御中

原告ら訴訟代理人
弁　護　士　中　島　　晃
同　　渡　辺　輝　人
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

号証	証拠の標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
660	意見書「科学の限界と原発の安全性」	原本	2024/12/19	池内了	科学技術の限界、主として複雑系論及びトランスサイエンス論から、本件各争点の性格と裁判所がそれらをどう考え、判断したらよいかを示すと同時に、検証総括委員会委員長の経験等から原子力規制委員会が安全性を判断し保障する組織ではないこと及び避難計画が実効性あるものにすることは不可能であること、そのことも含めて原発の安全性を司法こそが正しく判断しなければならないこと。